

台風等の影響による対応について

台風等により「東京23区東部」に「警報」が出ている場合は、校内活動について下記のとおり対応する。

- 1 午前6時30分に暴風警報、大雨警報のいずれかが出ている場合
→ 自宅待機（その後のニュースに注意すること）
 - 2 午前11時までに暴風警報、大雨警報のいずれも解除された場合
→ 午後1時から校内活動（午後1時00分までに各ホームルーム教室に入ること）
 - 3 午前11時に暴風警報、大雨警報のいずれも解除されていない場合
→ 臨時休業（休校）
- 「例外事態発生時の対応（付則）」

道路交通上の障害や交通機関の運行に混乱が発生し、危険を認めた場合は、無理をすることなく登校を中止し、「自宅学習」とすること。その際には必ず学校に連絡すること。

*この基準の運用に関する電話による学校への問合せは避けること（例外事態発生時の連絡を除く）。各自が、上記の基準に従い、判断すること。